様式第１号（第２条関係）

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 様

御杖村長

弁明の機会の付与通知書

あなたには、滞納している国民健康保険税を納付いただくよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別事情の届出もなく、いまだ国民健康保険税を滞納しています。

ついては、国民健康保険法第５４条の３第１項又は第２項の規定に基づく特別療養費の支給に先立ち、行政手続法第１３条第１項の規定により弁明の機会を付与します。

記

１　弁明の件名

　　　国民健康保険税の滞納について

２　予定される不利益処分の内容

療養の給付等に代えて、特別療養費を支給すること

３　処分の根拠となる法令の条項

　　　国民健康保険法第５４条の３第１項及び第２項

４　不利益処分の原因となる事実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別 | 納期限 | 金額 |
|  |  | 年　　月　　日 | 円 |

５　弁明書の提出先　　　御杖村役場　住民生活課　国民健康保険係

６　弁明書の提出期限　　　　　　　　年　　月　　日(　　)

＜注意事項等＞

１　弁明書の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。

２　既に納付済みの場合は、事務整理上の行き違いですので御了承願います。

（様式第１号　裏面）

【参考：国民健康保険法施行令で定める特別の事情について】

＜国民健康保険法施行令第２８条の６＞

法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一　世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

二　世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があったこと。